

## 株主総会招集請求書

2020年9月8日

〒104-0054  
東京都中央区勝どき一丁目13番6号プラザタワー勝どき  
乾汽船株式会社  
代表取締役 乾康之 殿

〒100-6125  
東京都千代田区永田町二丁目11番1号山王パークタワー  
アルファレオホールディングス合同会社  
職務執行者 渡邊章行

アルファレオホールディングス合同会社（以下「請求者」という。）は、乾汽船株式会社（以下「対象会社」という。）の株主であり、発行済株式総数26,072,960株の100分の3以上の普通株式を6か月前から引き続き有することから、会社法第297条第1項に基づき、下記のとおり対象会社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」という。）の招集を請求する。なお、本書中では、特段の言及の無い限り、氏名について敬称等は省略する。

### 記

#### 第1 株主総会の目的である事項及び要領

- 1 取締役1名解任の件  
川崎清隆を取締役から解任すること。
- 2 対象会社株式の大規模買付行為等への対応策（買収防衛策）廃止の件  
2019年6月21日開催の第99回定時株主総会にて決議された「対象会社株式の大規模買付行為等への対応策（買収防衛策）」を廃止すること。

#### 第2 招集の理由

- 1 取締役1名解任の件
  - (1) 川崎清隆の所属事務所と対象会社との取引関係に関する虚偽記載  
川崎清隆（以下「川崎氏」という。）は、対象会社の指名・報酬委員会の委員長、かつ買収防衛策の独立委員会の委員であり、厳格な公正性・独立性が求められる立場にある。  
対象会社が本年6月4日付けで東京証券取引所に提出した独立役員届出書にて、初めて、「川崎氏がパートナー弁護士である弁護士法人御堂筋法律事務所が、対象会社から報酬の支払を受けている事実（報酬額は対象会社の売上高の1%未満の額）」が公に開示された。対象会社の2020年3月期の売上高は203億8500万円であるので、売上高の1%は約2億円である。そして、この2億円未満の報酬の支払は4～5年前から継続していることが、2020年6月19日開催の第100回定時株主総会（以下「2020年定時総会」という。）での乾康之議長・代表取締役の説明によって明らかとなった（なお、具体的な報酬額についての質問がなされたが、乾康之議長・代表取締役は回答しなかった。）。

これは川崎氏の独立性を疑わせるに十分な事情である。現に、議決権行使助言会社の1つは、川崎氏を独立者ではなく、関係者と位置付けており、かつ、2020年定時総会での川崎氏の選任議案について反対を推奨した。

にもかかわらず、2020年定時総会に係る招集通知（添付された株主総会参考書類及び事業報告書を含む。）では、川崎氏がパートナー弁護士である弁護士法人御堂筋法律事務所が、2億円未満の額の報酬を対象会社から得ているとの事実は一切記載されなかった。

(2) 有価証券報告書における、川崎氏の所属事務所と対象会社の取引関係についての虚偽記載及び意図的な事実の隠蔽

さらに、2020年定時総会後に開示された対象会社の2020年3月期の有価証券報告書では、（法令上、有価証券報告書の様式では「取引関係その他の利害関係について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること」とされているのに反して）「重要な取引関係その他の利害関係について、特別な関係は有しておりません」と記載し（同報告書37頁）、根拠なく「重要な取引関係」に限定することにより、川崎氏が所属する法律事務所に対して、対象会社が2億円未満の額の報酬を支払っている事実を開示しなかった。

また、対象会社の2019年3月期の有価証券報告書では、「取引関係その他の利害関係について、特別な関係は有しておりません」と記載されており、虚偽記載であったといえる。これに対し、2020年3月期の有価証券報告書では、上述のとおり「重要な取引関係」に限定することにより、意図的に事実の隠蔽が図られた。過去の虚偽記載も到底許されないが、2020年3月期の有価証券報告書の記載の仕方は、技巧的であり、悪質な隠蔽であると言わざるを得ない。

(3) コーポレートガバナンス報告書における、川崎氏の所属事務所と対象会社の取引関係についての虚偽記載及び意図的な事実の隠蔽

2020年7月2日付けコーポレートガバナンス報告書では、川崎氏が「対象会社の取引先の業務執行者」に該当することが開示されるに至った。コーポレートガバナンス報告書にその旨が記載されたのはそれが初めてのことである。また、2020年7月2日付けコーポレートガバナンス報告書では、「当社と川崎氏の現所属団体との間に人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他の利害関係がなく」と記載されている。

他方、2019年6月24日付けコーポレートガバナンス報告書では、「当社と川崎清隆氏の現所属団体とは取引関係がなく」と記載されており、虚偽記載であったといえる。これに対し、2020年7月2日付けコーポレートガバナンス報告書では、「重要な取引関係」に限定することにより、意図的に事実の隠蔽が図られた。過去の虚偽記載も到底許されないが、2020年7月のコーポレートガバナンス報告書の記載の仕方は、技巧的であり、悪質な隠蔽工作であると言わざるを得ない。

(4) 小括

開示において最も大切なことは、株主や市場の投資家に対して、真実をそのまま開示することであり、対象会社の取締役が独断により「重要でない」と考える事項の開示を回避して、真実を秘匿することはあってはならない。上述のような意図的な不開示は、事実の隠蔽と評価しうるものであり、川崎氏を含む対象会社の取締役が株主や市場の投資家に対して真実を提供する意思がないことを端的に示している。そして、川崎氏は、自らに関する事実を4～5年もの間開示しなかったのであるから、社外取締役（しかも、指名・報酬委員会の委員長、かつ買収防衛策の独立委員会の委員という重要な立場にある）の適格性を欠くと言わざるを得ず、株主総会の決議にて、川崎氏を取締役から解任すべきである。

2 対象会社株式の大規模買付行為等への対応策（買収防衛策）廃止の件

対象会社の大規模買付行為等への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」という。）については、2020年5月7日の臨時株主総会以降も、下記で述べるとおり、重大な瑕疵を内包していることが判明しているため、直ちに廃止されるべきである。

(1)本プランの導入決定機関と効力発生日

2019年6月21日開催の第99回定時株主総会（以下「2019年定時総会」という。）の招集通知に添付された事業報告書（招集通知54頁）にて「当社は、2019年5月14日開催の取締役会において、「当社株式の大量取得行為に対する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」という。）の導入について決議し、発効いたしました。」と明記されていたことが判明した。対象会社は、請求者が申し立てた裁判において、2019年12月27日付け準備書面で「「本プランが株主総会決議で導入された」という事実はない。」と明確に主張した。このように、対象会社の取締役会は、「本プランの導入又は効力発生を決定した機関は取締役会であり、株主総会決議で導入されたものではない。」と位置付けている。また、本プランの効力発生日についても、「2019年定時総会の会日より1か月以上前である2019年5月14日に本プランの効力が発生した」と対象会社の取締役会は位置付けている。このような位置付けは、2019年定時総会で本プランの導入に賛成した株主の意思に明らかに反する。2019年定時総会の決議結果は、株主の真意を反映していないため、本プランは廃止されるべきである。

- (2) 対象会社と本プランの独立委員である川崎清隆取締役がパートナー弁護士である弁護士法人との間の取引関係の開示

上記1で述べたように、川崎氏がパートナー弁護士である弁護士法人御堂筋法律事務所は、対象会社から2億円未満の額の報酬の支払を受けている。このことは2020年6月に判明した事実であるが、さらに当該報酬の支払は4～5年前から行われていたことも判明している。大規模買付者が登場した場合、川崎氏は、自らがパートナー弁護士である弁護士法人が引き続き2億円未満の額の報酬を得られることを確保すべく、現経営陣による経営の継続を優先し、大規模買付者による買収を阻止する方向に行動する動機が十分にある。そしてそのように行動する動機を有すること自体が、本プランの独立委員としての適格性を欠くことを意味する。

本プランの導入に係る2019年定時総会の決議に際して、「川崎氏がパートナー弁護士である弁護士法人御堂筋法律事務所が、対象会社から2億円未満の額の報酬の支払を受けている事実」は、株主に全く開示されていなかった。当該事実が株主に開示されていないために、そのような「取引関係」を有する川崎氏が独立委員であることを考慮した上で本プランの導入の可否が株主によって審議されたことは一度もない。2019年定時総会の決議結果は、株主の真意を反映していないため、本プランは廃止されるべきである。

- (3) 本プランが目的外利用されていること

2020年定時総会に先立ち、対象会社の従業員ら4名（うち1名は対象会社の株主でない）は、対象会社の取締役会に対して、「現在の買収防衛策にあるような独立委員会において「請求者が対象会社のステークホルダーにとって、企業価値の毀損をもたらすような敵対者か否か」を判定することを求め、かつ、「当社の買収防衛策の趣旨からすると、これらの検討の開始は株主総会で決議できるはずです。」と明記した要望書を提出した。この要望を受け、対象会社の取締役会は、請求者の株式保有割合が30%に達していないにもかかわらず、本プランの一部である情報提供要請の部分を切り出して、2020年定時総会において、請求者に対する情報提供要請の議案として上程した。そもそも、対象会社の従業員は、株主総会での決議を求める権限を何ら有していない。また、従業員の要望書には、「コロナ禍という未曾有の危機の最中、アルファレオ社の陽動に惑わされることなく、われわれ社員と現経営陣は一丸となってこの難局を切り抜けていかねばなりません。」と記載されていた。このように、本プランは、現経営陣にとって好ましくない少数株主が出現した場合に、現経営陣と従業員が一丸となって、本プランを濫用し、当該少数株主を排除する道具として利用されてしまうことが明らかになった。今後、本プランは、他の株主に対しても同様に濫用される恐れがあり、対象会社の企業価値を損なうことが明らかである。

- (4) 小括

このように、本プランの導入に際しての虚偽の説明及び重要な情報の不開示並びに従業員と現経営陣が一丸となって本プランを濫用していることに加えて、依然として、買収防衛策の導入が対象会社の企業価値を向上させるこ

との説明がないため、本プランの廃止を株主総会の会議の目的事項とすべきである。

### 第3 今後について

仮に、この請求にもかかわらず、招集の通知が発せられない場合、請求者は、対象会社の株主価値・企業価値を守るため、会社法297条4項に基づき裁判所の許可を得て株主総会を招集する手続を取らせて頂くことを付言する。

以上